

専門部会について

専門部会は、区民会議の調査審議をより専門的また機動的に行うために設置します。区民会議から付託される事案の調査検討を行います。

個別課題を検討する部会

<第 2 期区民会議>

A 部会（安全・安心・いきがい部会）

B 部会（子育て・環境・魅力づくり部会）

委員から提案された課題の内容について具体的に、調査検討を行う。検討結果は区民会議に報告され、さらに審議される。

内容：課題テーマについて、課題の解決策や地域での取組など

構成：課題テーマの提案等に応じて

幹事会的な役割を担う部会

企画運営部会

区民会議の円滑な本会議運営を図るため、会議の具体的な運営のあり方について調整を図る。

内容：会議の具体的な運営のあり方など

構成：正副委員長と正副部会長

審議課題の優先順位の判断基準

緊 急 性：現状からいって、今すぐに対応が必要か。

必 要 性：多くの区民が実現を望んでいるか。区民の関心が高いか。

公 平 性：より多くの区民に関係する課題か。

特定の住民等の利益に偏っていないか。

区民の参画度：区民と行政の協働で実現が可能であるか。

多くの区民が参加でき、市民自治の進展が図れるか。

根拠法令類

川崎市区民会議条例 第 7 条

川崎市区民会議条例施行規則 第 4 条

幸区区民会議要綱 第 8 条

幸区区民会議運営要領 第 6 条

川崎市区民会議条例（抄）

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

川崎市区民会議条例施行規則（抄）

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

幸区区民会議要綱（抄）

第8条 規則第4条に定める専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会議に諮り、これを決定する。

- 2 前項において決定する事項は、専門部会を構成する委員（以下「部会員」という。）の選任、調査検討する内容及び調査検討結果の報告時期とする。
- 3 規則第2条で定める課題の選定について、専門部会を活用することができる。

幸区区民会議運営要領（抄）

第6条 課題テーマについて調査検討を行う部会と、円滑な運営について協議する部会を設置する。

- (2) 専門部会の部会長は、委員の互選により、これを選出する。
- (3) 専門部会における調査検討の結果は、出席委員の合意形成を図るものとする。
- (4) 部会長は、調査検討の結果を取りまとめた場合には、速やかに委員長に報告するものとする。
- (5) 任期最後の専門部会については、部会長は、継続中の事項を含め、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。
- (6) 委員長は、専門部会から報告を受けた際には、これを会議に諮る。
- (7) 前各項に規定するもののほか、必要な事項については、運営について協議する部会でこれを定める。